

バリアフリー改修住宅の 固定資産税の減額制度が創設されました

平成19年度税制改正により、バリアフリー改修工事が行われた住宅の固定資産税が減額される制度が創設されました。

対象となる住宅の要件

- ▼平成19年1月1日以前から所在する住宅（借家を除く）であること。
- ▼平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、補助金等を除く自己負担額が一戸当たり30万円以上のバリアフリー改修工事が行われたものであること。
- ▼次のいずれかの工事であること。
 - ①廊下の拡幅
 - ②階段のこう配の緩和
 - ③浴室の改良
 - ④便所の改良
 - ⑤手すりの取り付け
 - ⑥床の段差の解消
 - ⑦ドアの引き戸への取り替え
 - ⑧床表面の滑り止め化
- ▼次のいずれかの人が居住していること。
 - ①65歳以上の人
 - ②介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人
 - ③障害者の人

減額内容

バリアフリー改修工事が完了した翌年度分に限り、当該住宅の居住部分の固定資産税の3分の1が減額されます。（※一戸当たり100平方メートル相当分までに限ります。）

申請方法

この減額を受けるには、バリアフリー改修工事完了後3か月以内に市役所税務課固定資産税係へ次の書類を添えて申請してください。

- ①改修工事に係る明細書（改修工事の内容および費用が確認できるもの）
- ②改修工事箇所の写真（改修前・改修後）
- ③領収書（改修工事費用を支払ったことを確認できるもの）
- ④補助金等を受けている場合は補助金等の明細書
- ⑤居住区分に応じた書類
 - ア. 65歳以上の方は住民票の写し
 - イ. 要介護認定または要支援認定を受けている方は介護保険の被保険者証の写し
 - ウ. 障害者の方は身体障害者手帳等の写し

■問合先 税務課固定資産税係 ☎（内線257、258）

京奈和自動車道（五條西IC～橋本東IC）

夜間 通行止めのお知らせ

京奈和自動車道橋本道路の開通準備工事のため、次のとおり五條西ICから橋本東ICまでの間が、通行止めになります。

- 実施日 7月19日（木）～7月25日（水）※ただし土日を除く
- 時 間 夜間通行止め（午後9時～翌朝午前6時）

■問合先 都市計画課幹線道路係 ☎（内線342）